

指導死(疑い)調査検証委員会 一覧

2019/2/ 一般社団法人ここから未来 武田さち子 作成

	発生 年月日	分類	事件事故概要	調査委員会の設置・依頼	調査委員	報告書・提言 ※報告書等の URL は変更になっている場合有
1	2008/3/21	自殺 J200803 21 (いじめ)	長野県塩尻市の県立田川高校の校内で、男子生徒(高2・17)が自殺。 3/18 付本人のブログに「むちゃぶり 自分の課せられた量を分っているのか? 3日で片付く量じゃないだろう。何考えているんだ。無茶苦茶だ…」などと書いていた。	2008/4/ 生徒の自殺から1か月後、「1年の時に携帯電話の学校裏サイトに書き込みがあり、悩んでいたようだ。いじめがあったのではないか」との遺族の訴えを受け、校長が調査委員会の設置を決定。 2008/5/20 開始 10 回の会議と、6回の関係者から聞き取り、1回の遺族への説明。	委員8名。氏名公開。 委員長:診療所所長(医師) 副委員長:弁護士 副委員長:大学総合経営部准教授(臨床心理士) 委員: ・PTA会長 ・県教育委員会教学指導課心の支援室長 ・県教育委員会高校教育課主幹指導主事 ・当該校校長 ・当該校教頭	2009/3/17 19 頁 委員会は、「複数の要因が作用した結果」と結論。 委員会は考えられる要因を、因果関係や時間が近い「近因」、直接的な因果関係はなく時間的にも近くない「中因」、因果関係も時間も遠い「遠因」に分類。いじめとの関連が疑われた携帯サイトへの書き込みは「中因」とし、中傷による衝撃がクラスメートからの孤立感を強めていたとした。このほか、友人関係の悩み、学業成績の不振による進級への不安、性格の繊細さなどを挙げた。さらに、学校の教育環境も検証、「学校側の認識や対応が必ずしも十分ではなかった」という見解を示した。報告書は、県内の全学校に配布。
2	2010/10/1	自殺 J201010 01 (いじめ)	秋田県大館市の市立中学校の男子生徒(中3)が自宅で自殺。 9/19 高校志望校の体験入学の際、一人だけ申込用紙が渡らず、申	2010/12/ 市教委が生徒の自殺からわずか1週間で「学校生活でいじめなどの問題はなかった」と報告。「両親が望んでいない」として調査を打ち切ったことに対し、両親は「調査終了を求めたこ	委員長の氏名公開。	2011/10/14 13 頁 秋田県子どもの権利擁護委員会は報告書で、「体験入学での中学校側の対応が配慮に欠けていたうえ、制服を切った疑いを持たれた件については、担任教諭が痕跡を十分に確認しないまま生徒宅に指導の

			<p>し込みを書いていなかったことを理由に、同生徒を別の教師が帰宅させた。</p> <p>自殺当日は、学校で別の生徒の学生服が切られ、近くでカッターナイフを持っていた同生徒が疑われた。夜、学校から生徒宅に「ナイフを持って来ないよう」と電話があり、生徒は「何もしていないのに、なぜ僕だけ疑われるのか」と話していた。</p>	<p>とはない。教師の無責任な指導と学校でのいじめが自殺の原因ではないか」とし、県に救済を申し立てた。</p> <p>知事の諮問機関「県子どもの権利擁護委員会」が調査。</p>		<p>電話をした点も問題があり、自殺のきっかけになった可能性がある」と判断。</p> <p>市教委や同校の自殺後の対応について、①調査の大半を口頭で済ませ、ほとんど記録を残していない、②スクールカウンセラーが生徒から聴取した内容をそのまま保護者への回答に転用した、③自殺後わずか1週間で「学校生活に自殺の要因が見受けられない」と判断したのは拙速、④保護者への「いじめがあったなら遺書を残す」などの回答は配慮に欠ける、⑤一部の聴取内容を事実とすることで早期に調査を終了させようとしたなどを指摘。一方、いじめの事実は確認できなかったが、市教委などが調査記録を残していないため、なかったとも断定できないとする。</p>
3	2011/	自殺 J201100 00	<p>埼玉県さいたま市の市立小学校の高学年の男子児童がクラブ活動後、別の児童が頭の上に掲げたソフトスポンジ素材のキッズ用バレーボールをパンチして3階の教室から校庭に落とすとして、目撃した男性教諭(20代)が廊下</p>	<p>2014/11/20 市は自殺を公表し、第三者委員会を設置し調べる方針を発表。</p> <p>2014/11/26 さいたま市は、「さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を設置。</p> <p>http://www.city.saitama.jp/006/007/002/017/p031377_d/fil/gian191.pdf</p>	<p>6名。</p> <p>会長:懸川 武史 大学 教授</p> <p>委員:</p> <p>武藤 進 弁護士</p> <p>瀬戸 一哉 弁護士</p> <p>池田 恵子 弁護士</p> <p>田代 巖 医師</p> <p>庄子 緑 臨床心理士</p>	<p>2017/3/末 報告書を提出。</p> <p>男性教諭の指導は一般的で、児童にも配慮したもので、「三階から物を落としてはいけない」と諭しただけだったと判断。</p> <p>「指導は妥当」としたうえで、自殺の原因とも認定しなかった。</p> <p>また、この時の指導以外の自殺の理由も確認できなかったという。</p> <p>遺族は「他にも指導すべき児童がいたので</p>

			<p>で約5分間、口頭で注意。男子児童は下校後、自宅で自殺。約3カ月後、市教委は「指導は適切だった」と両親に調査結果を報告。</p> <p>2013/9/ 当初、両親は病死扱いを望み公表されなかったが、「他にも指導を受けるべき児童がいたのでは」と訴え、再調査の手続き上必要な公表を承諾。</p>	<p>①児童に対する教員の指導の事実に関する事。②児童の自殺した原因に関する事。を調査する。</p> <p>小学校教職員 14 人に9回、遺族に 2 回の聴取をはじめ、現地確認、市教委と遺族の提供資料検証分析など、計 26 回の会合を重ねた。周辺にいた当時の他の児童への聴取は「遺族の意向で行っていない」(市教委)とした。</p>		<p>は」などと主張。</p> <p>報告書は、ボールを頭の上に掲げた児童、校庭からベランダに入ってしまったボールを「落として」と求めた児童もいたが、“掲げた児童”は落とすか迷っていた状況で、その場で指導の必要なしと判断し、“求めた児童”は3階に上がるまで存在を知らなかったことから教諭の行為を「適切な指導だった」とした。</p>
4	2011/6/9	自殺 J201106 09	<p>愛知県刈谷市の県立刈谷工業高校野球部の男子部員(高2・16)が自殺。</p> <p>5/末 当該男子部員は、他の部員らが顧問教師から暴力を受けるのを見て強いショックを受けた。退部を顧問らに申し出たが、「逃げていただけやろ」と受理されなかった。当該男子</p>	<p>2011/11 県教委が調査委員会を設置。3名の委員名を公開せず、代理人弁護士の委員会への立ち会いを拒否したことなどに遺族が不信感をもち、解散。</p> <p>2013/4/ 遺族が、知事に設置を求め、第三者委員会を設置。</p> <p>2013/11/ 調査委員会設置要項を見直し、非公開としていた調査委の調査内容を「原則公開」に改め、委員の氏名も公表。弁護士など遺族の付添人の同席も認め</p>	<p>委員5名。氏名公開。</p> <p>委員長： ・福祉大学名誉教授</p> <p>委員： ・弁護士 2名 ・大学精神神経科准教授 ・大学教育福祉学部教授</p> <p>調査委員： ・弁護士 ・福祉大学教授</p>	<p>2014/2/4 知事に「県立刈谷工業高校生の自殺に関する報告書」提出。89頁自殺の背景を、①健康上の問題(肩を壊したと右手の甲を骨折したこと)、②野球部の雰囲気(顧問の指導方針や部員の取組姿勢のばらつきと時に体罰を含む指導)、③学業成績に関する親からのプレッシャーとした。</p> <p>6月の時点で生徒は、軽傷ないし中等症のうつ病を有し、亡くなる前には、もうこれ以上がんばれないところまで追いつめられていた。結果、野球部を辞めたいけれども辞</p>

			部員は練習を無断で休むようになっていた。 6/7 顧問から主将を通じて呼び出された翌日、男子部員は行方不明になった。	る。 18回の会議 自殺から約2年が経過しており、元同級生や野球部員 63 人中聴き取りに応じたのは7人、アンケート 14 人。「協力しない」と回答 19 人。		められないという二律背反を解消するには自殺するしかないというところにまで、思考は狭窄していたとした。 愛知県のウェブサイトで公開 http://www.pref.aichi.jp/0000068944.html
5	2012/7/31	自殺 J201207 31 (いじめ)	新潟県上越市の県立高田高等学校の男子生徒(高3・17)が自殺。「何を言っても信じてもらえなかった」「人の気持ちや考えを聞こうとしない」などと書いた遺書を残していた。7月下旬、男子生徒は他の部員の部活動への取り組み方についてインターネットの交流サイトで批判。 7/26 男子生徒は自らの意志で全部員の前で謝り、責任の取り方を宣言。 7/31 顧問に呼び出さ	2013/9/24 県教委は県教委所管の第三者調査委員会の設置要綱を説明。 遺族側は公平な調査のために知事部局に置くべきと求め、調査の方法や内容、委員の半数を遺族側が推薦することなどを盛り込んだ修正案を提出。 2014/1/21 学校と県教委が、「平成 24 年7月新潟県立高等学校生徒の自殺事案に関する第三者調査委員会」を設置。 平成 24 年7月新潟県立高等学校生徒の自殺事案に関する第三者調査委員会設置要綱 http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/3/659/youkou,0.pdf 事務局を新潟県教育庁総務課に	委員7名。氏名公開。 委員長:川上 耕 弁護士(弁護士会推薦) 副委員長:近藤 明彦 弁護士(遺族推薦) ・勝又 陽太郎 新潟県立大学人間生活学部子ども学科講師(日本心理臨床学会推薦) ・斎藤 環 筑波大学医学医療系・社会精神保健学教授(日本思春期学会推薦) ・林 泰成 上越教育大学副学長(上越教育大学推薦) ・世取山 洋介 新潟大学教育学部教育学講座准教授(新潟大学教育学部推薦) ・藤川 大祐 千葉大学教育	2016/7/26 報告書 報告書は、顧問が男子生徒の言い分を聞かず、一方的に書き込みを削除させた指摘。「『何を言っても無駄』という学校側への強い不信感を形成する結果となった」、「生徒の内面に十分な配慮を欠いたまま、問題行動に対する批判だけを行った学校の一連の生徒指導が、最大の要因だったことは否定できない」と結論。一方で、「指導は常軌を逸したもとは言えない」とし、指導は自殺の重要な契機の一つであるが、唯一の原因とまでは言い難いとした。学校の対応としては、インターネットに係るものだけ、ゼロ・トレランス策のうち、事前ルール化を除く部分が実行され、罰の重さに一貫性がないものになっていたとした。なお、学校側が遺書を恣意(しい)的に解釈し、動機を「自責の念」と結論づけていた

			<p>れて2度目の指導。帰宅後、夕食を取らずに自室に閉じこもり深夜に自殺。</p> <p>遺族の情報公開で、学校が県教委に「トラブルによる自責の念で自殺した」と報告したことが判明。</p>	<p>置く。</p> <p>学校がまとめた調査報告書を検証。自殺後の対応の調査・検証並びに今後の再発防止を図ることを目的。</p> <p>遺族や学校関係者などから、聞き取り調査を行う。</p> <p>21人に聴き取り。</p>	<p>学部教授(日本教育工学会推薦)</p> <p>※事務局は県教育庁総務課に置く。</p> <p>※要綱で、委員が中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるときは、県教委や遺族が当該委員を解嘱することができるとした。</p>	<p>ことを「ずさん」と批判。遺族にも伝えず「あまりにも自己保身的だった」と批判した。</p> <p>2017/9/ 県教委は、「教員の生徒指導が要因の一つであることを否定するものではないが、主因であるとは考えていない」「自殺には複数の要因が関係しているとして『主因は特定できない』などとの見解を文書で示した。</p> <p>2017/11/下旬 遺族から意見を問いただされた知事は、「顧問の指導は常軌を逸したのではない」「教員の一連の生徒指導が主たる『法的責任を負うべき逸脱行為で』であったとは考えていない」などの見解を示した回答書を遺族に送った。</p> <p>報告書 http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/83/434/houkokusyo,0.pdf</p>
6	2012/10/29	自殺 J201210 29 (いじめ)	<p>広島県東広島市の市立中学校の男子生徒(中2・14)が自殺。</p> <p>計4人の教諭から指導を受け、所属する野球部の練習への参加を禁じられた。下校後、</p>	<p>2012/11/27 「生徒の死亡にかかる調査委員会設置要綱」に基づいて、市教委が第三者委員会を設置。</p> <p>①死亡に至った経緯及び背景を明らかにする、②再発防止に向けた提言をすることを目的。</p>	<p>委員6名。氏名公開。</p> <p>法学、教育学、社会学又は臨床心理学について学識経験を有する者、医師、元警察官の外部有識者で構成。</p> <p>委員長：大学大学院社会科</p>	<p>2013/9/4 報告書を提出。 30頁</p> <p>教師たちが、カボチャを置いたことを否定した男子生徒に対し、「ウソをついた」などと一方的に指導、「学校生活がきちんとできないなら、部活をする資格はない」と言ったなどとして、指導には正当な理由があったとしたが、「生徒の納得を得られる指導に</p>

			<p>帰宅せず、学校近くの公園で自殺。</p> <p>同校の生徒や保護者を対象にした初めてのアンケートを実施。アンケートは男子生徒の友人や保護者、教諭を対象に記述式。男子生徒の当日の行動などを尋ね、何が起こったのかを確認する。</p> <p>設問用紙に「非公開とする」と明示されていたことが後に判明。</p> <p>9回の会議を実施。</p> <p>アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員 14 名(26 名中) ・生徒 73 名(108 名中) ・保護者 159 名(276 名中) <p>聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員 9 名(小学校教員含む) ・生徒 11 名(野球部 9 名, 他 2 名) ・保護者 3 名 	<p>学研究科教授(刑事政策)</p>	<p>なっており、心情に寄り添ったフォローアップ体制も不十分」と指摘。「自殺の決定的要因の特定は困難だが、一連の指導が関連性を有することは明らか」と結論。一方、「自殺の予見性は困難」とした。</p> <p>遺族のサイトで報告書を公開</p> <p>http://shidoushi.com/modules/d3downloads/index.php?cid=1</p> <p>2013/9/2 遺族が、独立性・公平性・中立性が担保できる第三者委員会を市長部局に設置し再調査することを求める陳情を市議会に提出。原因解明のために実施したアンケートを保護者が開示請求するが、市教委はアンケートの実施主体が外部有識者の調査委員会、元委員長が保管しているため「公文書ではない」との理由で、「不存在」と回答。開示請求を拒否。その後、両親の抗議を受けて、市教委で保管することを協議。</p>	
7	2012/12/23	自殺 J201212 23	<p>大阪府大阪市の市立桜宮高校のバスケットボール部キャプテンの男子生徒(高2・17)が自殺。</p> <p>顧問の体育教師にあ</p>	<p>2012/12/28 市教委が外部監察チームを設置。</p> <p>事件が発生するに至った全容解明。</p> <p>体罰等の根絶を目指した外部通報窓口の設置及び窓口に寄せら</p>	<p>弁護士5名。氏名公開。</p>	<p>2013/4/30 38 頁</p> <p>体罰が放置された一因は「調査に消極的態度をとった学校と、学校に厳しく指導しなかった教育委員会にある」と指摘。適切な調査が行われていれば、元顧問による体罰や生徒の自殺を回避し得た可能性も否</p>

			<p>て「顧問の教師から顔を叩かれたなどの体罰を受けてつらい」などと書いた手紙と遺書が残されていた。</p> <p>男子生徒は自殺する前日にも顧問教師から体罰を受けていた。</p>	<p>れた通報に関する事実調査。</p>		<p>定できないとした。教委指導部は職員の8割が学校現場から異動してきた教員出身者で占められ、体罰情報を扱う際に「仲間意識からなれ合いに陥る危険が潜む」と批判。さらに桜宮高の例も含めて大半の体罰が「生徒、保護者が異を唱えていないために顕在化していない」とし、「根絶されない根本的理由の一つ」と指摘。</p> <p>大阪市のウェブサイトで公開。</p> <p>http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/000217951.html</p>
8	2014/2/22	自殺 J201402 22 (いじめ)	<p>兵庫県たつの市の市立中学校の男子生徒(中2)が自殺。「人間しよせんは一人死ぬときも生きるときも相談？偽善者に何を言えればいいんだ。」などと書いた遺書があった。</p> <p>1/27、男子生徒は同級生の男子に暴行を加えてけがを負わせた。翌日、教諭の提案で同級生の保護者が警察に被害届を出した。</p> <p>教諭の1人はトラブル</p>	<p>2014/5/29 市教育委員会が第三者による調査委員会を設置。自殺の原因を調べ、再発防止に関する取り組みなども検討する。学校の対応についても検討する。</p> <p>校長、当時の担任ら学校関係者6人や自殺した男子生徒の父親ら計9人に聴き取り調査を実施。</p> <p>生徒らへは、受験などに影響が出たり、不安を抱く懸念などを考慮し、聴取しなかった。</p>	<p>3人 氏名公開</p> <p>委員長：県弁護士会の弁護士</p> <p>委員：大学副学長 臨床心理士で福祉大学の准教授。</p> <p>遺族に、メンバー選定理由の説明なし。</p>	<p>2015/7/3 21頁</p> <p>調査委員会が調査結果を発表。</p> <p>1月の生徒間トラブルについては、けんかではなく、「一方的な暴行事件」と認定。</p> <p>警察への被害届の提出を勧めたことについては「けがが重く、事件解明の必要があり、問題なかった」とした。</p> <p>生前の学年集会で教諭が「14歳からは刑事責任能力があり、逮捕、勾留される」などと説諭したことについても不適切ではなかった判断。</p> <p>自殺の理由については、「誰にも相談できず、孤独感を感じていたことは推察できるが、何を相談したいと思っていたかは不明」「裏付ける十分な資料はなく不明」とし</p>

			<p>の後、男子生徒も出席していた学年集会で、13歳以下の「触法少年」と14歳以上の違いを説明。「14歳以上は犯罪になる。鑑別所、刑務所に行く」と指導したという。</p> <p>3/末 同教諭は「理由は不明」のまま依願退職。</p>			<p>た。</p> <p>概要版(8頁)のみ記者に配布。</p>
9	2014/3/12	自殺	<p>北海道札幌市南区の市立小学校の男子児童(小5・11)が自宅で自殺。</p> <p>3/12 男子児童の担任教師が同日午後、学級内の問題行動などについて話し合おうと保護者を集めて懇談会を開催。男子児童の保護者も参加し、帰宅して児童とこの件で話をした。その後、夜になって、男児が自室で自殺しているのを発見。</p>	<p>遺族側から学校での児童に対する指導内容を調査するよう要請。札幌市教育委員会は遺族の意向で、いじめの有無や学校の指導方法について、校内の調査委員会が精神科医や弁護士の見解を受けながら調査。</p>	<p>校内の調査委員会 精神科医や弁護士が助言</p>	<p>2014/12/9 市教育委員会は、学級崩壊で教師と児童の信頼関係が損なわれていたと発表。</p> <p>学級は「5年生2学期後半から、複数の児童が表だって担任に反発するなど極めて落ち着かない状態」で、「物が隠されたり、悪口が書かれたメモが机に入れられるなど、いじめを疑わせる事案」も起きていたという。</p>

			遺書などは見つからない。男子児童が通っていた小学校のクラスでは3学期に入り給食用のエプロンが隠されるなどの問題も起きていたという			
10	2014/12/15	自殺	宮城県栗原市の市立中学校の男子生徒(中3)が自殺。 男子生徒は保護者に、「部活動の試合で自分が出る時間が少ない」と親に打ち明けたり、「怒られる生徒が自分を含め決まっている」などとツイッターに書きこんだりしており、保護者が担任に変わった様子はないか尋ねていた。	2015/1/ 市教委が第三者委員会を設置。 計25回委員会を開催。同級生らへの聞き取りも行った。	弁護士や臨床心理士など8人	2015/12/25 第三者調査委員会は、原因について、「学校や家庭をはじめとする諸要因が複合した可能性」と推測。 具体的な要因として、受験への不安や「一部の教師がほかの生徒をひいきしている」と男子生徒が考えていたことを挙げながら、学校の指導や対応は「不適切とは言えない」と判断。 男子生徒がネットで心の危機のサインを多く発信していたことについては、「(自殺のサインが)共有されず、連携した取り組みができなかった」ことについては学校の指導が不十分だったことを指摘。 また、男子生徒の自殺の翌日に、「不慮の事故で死亡した」「校外で見知らぬ人に尋ねられても『知らない』と答えるように」と在校生に伝えたことを、事実を隠そうとしていると、生徒や保護者に不信感を抱かせる対応だったとした。

11	2015/2/	自殺	<p>大分大学の経済学部 の男子学生(大3・20 代)が自殺。 2014年4月頃から、講 師(30代)がこの学生を 指導。学生は授業の準 備などを手伝ってい た。元講師は同年夏ご ろから、学生の研究発 表内容などを「要領が 悪い」などと再三叱責。 LINEで未明にメッセー ジを送ることもあったと いう。学生は両親に「講 師の指示に対応できな くなった」と話していた という。 父親がアカハラを同大 に申し立てて大学の内 部調査委員会が調べ た結果、元講師がささ いミスを責めたり、人 間性を否定するような 発言をしたりしていたと して、アカハラと認定。 2016年3月に任期切れ</p>	<p>父親からの訴えで、大学は弁護 士や医師らによる委員会をもう け、アカハラと自殺の関係を調べ る。 学生の家族や友人ら計 22 人に 聞き取り 男子学生のスマートフォンから無 料通信アプリ「LINE(ライン)」の 記録を調べた。</p>	<p>弁護士ら 委員長・麻生昭一弁護士</p>	<p>2016/12/27 検討委は、元講師の指導について「男子 学生に繰り返し有形無形の精神的、身体 的な苦痛を与えた」「指導・教育を逸脱し た」と判断。講師の責任を認めた。 アカハラ以外に理由が見当たらないことな どから、元ゼミの講師の男性(37)によるア カデミック・ハラスメントが自殺の原因だと 認定。 ゼミの男性講師は14年7月～15年1月、 ラインで「稚拙すぎます」などと否定・叱責 する言葉を繰り返し送信。深夜や未明に送 っていたケースもあった。 男子学生は生前に遺書を2回書いていた という。 また、この学生に対する元講師の態度に 問題があると、周囲の人たちが元講師を 指導する准教授に相談したのに、准教授 が詳しく調べなかったことも指摘。検討委 は、学生の安全に配慮する注意義務違反 にあたると大学側の責任にも触れた。</p>
----	---------	----	--	--	-----------------------------	--

			で講師は退職。「反省しないといけない」と話しているという。			
12	2015/8/ 下旬	自殺	新潟県の県立高校の男子生徒(高1)が早朝、自宅のベランダから転落死。 約1カ月後、報道関係者から遺族宅に「生徒は亡くなる前日、課題を提出することができず、クラス全員が課題の再提出をすることになった」などと書かれた投書があった。	遺族が、「学校や教師が生徒を追い込んでいなかったか」と、調査を要求。 2015/11/ 県教委が設置した第三者委員会が調査を開始。 クラスの生徒への書面アンケートや、教員への聞き取りを計11回実施。	第三者委は教育や心理学や法律の専門家6人で構成。 会長:梅野 正信 上越教育大副学長 職務代理者:青山 雅子 精神科医師 伊藤 真理子 新潟青陵大学大学院准教授・臨床心理士 武井 恒美 社会福祉学部社会福祉学科・特任教授社会福祉士 足立 定夫 弁護士 川上 克(まさる) 新潟県高等学校 PTA 連合会会長 臨時委員: 折目(おりめ) 直樹 新潟大学大学院医歯学総合研究新潟県精神医療分野・医師 浅田 剛正(たかまさ) 新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科准教授 臨床心	2018/3/25 報告書を提出。 第三者委員会は、罰則など、遺族が指摘した行為は確認できず、いじめなど自殺に結びつく他の要因も確認できなかったと結論。 2015 年5月ごろ、課題の提出を忘れたことを気にする様子がみられたが、投書にあった課題の連帯責任の事実は確認できなかった。 他方、生徒が高校入学後に成績が下がっていたことや、小学校時代にいじめにあっていたと述べていたことに着目。過去に傷ついた体験があると、周囲にとっては小さな出来事でも重大に捉えて不安に陥る場合があり、よりきめ細かい対応をとるべきだと提言。 また、例年長期休業後の自殺が多いことを挙げ、「これを機にきめ細かな学習指導を行う必要がある」などと指摘。 報告書は遺族ら関係者への配慮から、氏名や学校名などは伏せて示された。 概要版

					理士 岩渕 浩(ひろし) 弁護士 吉田 金豊(きんぽう) 新 潟県立巻高等学校 PTA 会 長	http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/279/184/2gougaiyou_118722.pdf
13	2015/10/上旬	自殺 (いじめ)	北海道札幌市内の道立高校の男子生徒(高3)が、同級生の携帯電話をめぐるトラブルについて、同校の教師から事情を聴かれている途中に行方不明となり、4日後に遺体で発見された。 同級生が紛失した携帯電話を持っているのではないかと校内で指摘を受けた。男子生徒は、この同級生に対し「盗んでいない。信じてほしい」と語ったという。 翌朝、生徒指導担当の教師が男子生徒を呼び出し、個室で事情を聴いた。教師は男子	石狩教育局は、文部科学省の指針に基づいて第三者委員会を設置し、学校関係者らに聞き取り調査を行う。		

			生徒から話を聞き始めた40分後、自習にしていた受け持ちのクラスの様子を見に教室に行き、15分後に戻ったが、男子生徒の姿はなかったという。			
14	2015/11/	自殺	山形県米沢市の山形大工学部の男子学生(大4)が自殺。同じ研究室だった40代の男性助教を「恨んでいる」とのメッセージが、スマートフォンに残されていた。	両親の相談を受けた同大は、外部有識者の調査委員会「工学部キャンパス・ハラスメント防止対策委員会調査委員会」を設置。	外部委員4人	2016/6/ 調査委は、助教に暴言を浴びせられる様子が目撃されていた、家族に相談していたなどの事実があったとして、 ・助教によるアカハラに抵触する言動があった ・自殺と助教のアカハラには因果関係がある ・大学は学生の自殺前、両親の相談に対処しなかった ・大学は情報を共有せず、自殺を防ぐセーフティーネットが機能しなかった ーとの報告書を作成。 学長は「自殺に関しては個人情報保護の観点から非公表とした」と説明。報告書の指摘や大学側の責任の有無については「ノーコメント」とした。 2016/10/ 同大は、助教が研究室の複数の学生に長時間、説教をしたり、不機嫌な態度を示したりする行為を日常的に繰り返

						<p>したとして停職1カ月の懲戒処分。 処分の発表時、学生が自殺したことやアカハラ発覚の経緯は伏せられた。</p> <p>2017/8/ 自殺したのは、助教によるアカハラが原因だったとして、両親が同大と助教を相手取り、約1億 2000 万円の損害賠償を求める訴訟を山形地裁に起こした。 2018/11/13 山形地裁で和解。和解内容は非公開。</p>
15	2015/11/4	自殺	<p>鹿児島県奄美市の市立中学校の男子生徒が自殺。</p> <p>不登校になりかけている男子生徒 A に対して、5 人の男子生徒がいじめているのではないかと担任が疑い、指導。</p> <p>A に対して自分のしたことを紙に書くようにと言われた男子生徒は、(いじめたことはないが、A が不快に思ったかもしれないとして)「話を最後まで聞かないこ</p>	<p>2016/3/ 第三者調査委員会を設置</p> <p>設置規約 https://www.city.amami.lg.jp/so-mu/documents/kiyaku.pdf</p>	<p>6名 委員長:内沢 達 副委員長:榎 優香 委員: 大貫 隆志 小山 献 清田 晃生 餅原 尚子</p>	<p>2018/12/9 報告書提出 127 頁 当該生徒の発言を「いじめ」と認定することはできないとして、担任の事実確認の不十分さと、指導時の発言を、生徒の尊厳を傷つける不適切な行為と問題点を指摘。また、担任が家庭訪問した際。かけた言葉は、当該生徒の気持ちや立場を理解しない不適切なものだったと指摘。</p> <p>生徒指導や家庭訪問時の対応を誘因として精神的混乱を生じ、心理的視野狭窄に陥る中で自殺行動に至ったとして、指導と自殺との因果関係を認定。</p> <p>事後対応の問題として、当該生徒がいじめを行ったと認定し、学校の不適切な指導を正当化しようとしたこと、「子どもへの指導で欠けていた部分」を把握しようとさえしな</p>

			<p>とがあった」「意味のわからないことを言ったことがある」と書いた。</p> <p>指導当日、担任が男子生徒宅を訪問。教師が帰った40分後、男子生徒は自宅で自殺。</p> <p>担任は他の生徒の家庭には行っていない。</p> <p>男子生徒宅を訪問した理由を担任は、「思いを持つ子だからそわそわした」と不安を感じての訪問であったことを口にした。</p>			<p>かったことなどを挙げた。</p> <p>報告書 http://www.city.amami.lg.jp/somu/document/daisansyaiinkaihoukokusyo.pdf</p>
16	2015/11/10	自殺 (いじめ)	<p>茨城県取手市の市立中学校の女子生徒(中3・15)が自宅で自殺。</p> <p>日記には『いじめられたくない、ぼっちは嫌いだ。私を1人にしないでお願いだから』という記述があった。また、生徒が亡くなる当日に同級生の2人が誤って学校の窓ガラスを割った</p>	<p>2016/6/27 市教委は、遺族の要望を受けて、第三者を入れた調査委員会を設置。</p> <p>女子生徒の両親や教員、同級生とその保護者らから事情を聴き、自殺に至るまでの経緯や背景について調べる。女子生徒が自殺した後の学校や市教委の対応についても検証する。調査後、報告書を作成して市教委に報告す</p>	<p>弁護士や精神科医、大学教授ら5人で構成。</p> <p>生越 達(おごせ とおる) 茨城大学教育学部長(茨城県スクールカウンセラー)</p> <p>曾我部 和広(そがべ かずひろ) 白百合女子大学教授 臨床心理士</p> <p>高橋 祥友(たかはし よしとも) 筑波大学教授 精神科医</p>	<p>2017/6/29 遺族が、いじめ防止対策推進法第28条にもつどき設置された委員会ではなく、中立性と公正さを欠くとして、調査の中止と委員会の解散を申し入れる。</p> <p>学校の調査では、いじめに関する事実が出てこなかったが、両親が独自に同級生20人に会って話を聞いた結果、いじめを示唆する証言が次々としてきた。</p>

			<p>ことについて、関わっていないことを知りながら担任の教師から注意されたという。</p> <p>2015/12/ 学校は全校生徒にアンケートを実施し、市教委が3年生全員から聴き取り調査を行ったが、「いじめはなかった」と結論。一方、遺族が独自に生徒16人から聴き取りをした結果、体がくさいとして、「くさや」と呼ばれていたことが判明。</p>	<p>る。</p> <p>のちに、2016/3/16 付け取手市教育委員会臨時会で、「いじめによる重大事態ではないと判断」することを決議していたことが判明。</p> <p>設置要綱 2016/4/28 付け https://www.city.toride.ibaraki.jp/reiki/reiki_honbun/ae01614401.html</p>	<p>医学博士 徳田 祐介(とくだ ゆうすけ) ひたちの総合法律事務所 弁護士 中込 四郎(なかごめ しろう) 筑波大学教授 臨床心理士</p> <p>委員が男性ばかりであることを理由に、遺族側推薦人の女性を入れることを申し入れるが、拒否。</p> <p>横山 典子 臨床心理士を追加</p>	
16		自殺		<p>2017/8/ 両親の要望を受けて、県が新たな第三者委員会を設置。</p> <p>事務局を県知事部局に置く。</p> <p>(茨城県)取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例 http://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/hosei/cont/reiki_int/reiki_honbun/o4001988001.html</p>	<p>第三者委は、両親と県教委が推薦する委員それぞれ2人と委員長の5人で構成し、委員長は日弁連に派遣してもらうよう要請。</p> <p>第三者委は、両親と県教委が推薦する委員それぞれ2人と委員長の5人で構成し、委員長は日弁連に派遣してもらうよう要請。</p>	

					<p>委員は6人、任期は2年。 市川須美子 独協大法学部教授(教育法)、 蒲田 孝代 弁護士、 栗山 博史 弁護士、 佐竹 由利子 臨床心理士、 竹村 睦子 ソーシャルワーカー、 森嶋 昭伸 日本体育大児童スポーツ教育学部教授(学校教育)</p>	
17	2015/12/4	自殺 (いじめ)	<p>奈良県生駒市の県立奈良北高校の男子生徒(高1・16)が、期末テストでカンニングを疑われ、校舎4階から飛び降り自殺。 答案用紙の裏には、「俺はカンニングをやっていない」「からかわれたり、バカにされたりするのがとてもつらかった」と書いていた。複数の同級生の氏名も書かれていた。</p>	<p>2015/12/15 県教委は常設の「県立学校いじめ問題調査委員会」に調査を依頼。 12/17 父親が、遺族への説明は30分だけで不十分として、調査に遺族の意見を反映するよう求める要望書を提出。遺族側が推薦する委員の選任などを求める。</p>	<p>委員5名。氏名公開。 ・私立大学免許資格課程センター教授 ・弁護士(奈良弁護士会) ・県立医科大学教授 ・臨床心理士 ・権利擁護センター運営委員長</p> <p>委員…田辺委員長、大橋委員、飯田委員、川上委員、石井委員 専門委員…木下専門委員、</p>	<p>2017/7/21 報告書を提出。 男子生徒は入学後、級友に積極的に話し掛けていたが、次第に「浮いた」存在と見られるようになった。 委員会は、クラスのほぼ全員が参加する無料通話アプリ「LINE(ライン)」のグループから生徒が排除され、中傷するメッセージが書き込まれていたことなど6件をいじめ行為と認定。 他の生徒への暴力など問題行動もあり15年10月までに3回、教師から個別の「特別指導」も受けた。特別指導も男子生徒を十数日間、別室に隔離して反省文を書かせるなどしており、「教育的とはいえない」とし</p>

			男子生徒は5月頃からラインいじめを受けており、担任に相談。担任がいじめを注意して一旦はなくなっていた。		大塚専門委員、亀岡専門委員	た。 また、その際、校長から退学を勧めるような発言があったことなどで、生徒が苦痛を感じていたことに学校側が気づかず、多くの教員が「変わった子」と捉え、特性を理解し支援しようとしなかったなどの問題点を指摘。 学校から3回の特別指導を受けて心身の苦痛を深め、「退学を免れない」と校舎から飛び降りたと結論。 同年6月と11月に全校生徒を対象に実施されたアンケートで生徒へのいじめに関する記載があったにもかかわらず、学校が認識しなかったことを「大きな問題」と指摘。
18	2015/12/8	自殺	広島県安芸郡府中町の町立府中緑ヶ丘中学校の男子生徒(中3・15)が、過去の非行歴を理由に志望する私立高校への推薦が認められないと学校側から伝えられた後、自殺。 自殺後、1年生時に万引きしたのは別の生徒だったことが判明。1年当時、生徒指導の会議	町教委と中学校は、「個人情報の管理がずさんだった」として、遺族に謝罪したが、学校推薦を受けられないことが自殺の原因になったかどうかについては「可能性はあるが断定できない」として、第三者委員会を設置。 計25回の会合。 生徒の両親や中学の教職員、関係の深かった同級生4人などから話を聞く。	教育学の教授や弁護士、臨床心理士ら5人で構成。	2016/11/3 第三者委員会が、町教育委員会に報告書を提出。 やっていない「万引き」を理由に私立高校への推薦はできないと告げられたことが、生徒の自殺要因の一つになったと指摘。 教員間の不適切な引き継ぎに基づく「万引き」との指摘に生徒が否定できなかった点など複数の要因が重なり、自殺に至ったとした。 また、同委は「この生徒と教員との間に日常的な信頼関係が十分に構築されていなかった」と背景を指摘。問題点として、組織

			資料に記されており、その場でミスが判明し訂正された。しかし、資料の元データは訂正されず、そのまま引き継がれていたとみられる。	また、同級生らにアンケート 239 通を郵送。83 通(うち無回答 22 通)の返信があったが、当該生徒の悩みに関する回答はほとんどなかったという。		的な生徒指導、進路指導の欠如、「荒れ」の克服にとらわれた強権的、抑圧的な指導に陥り、学校が共感的な支援をしなかったことなどを問題点にあげ、生徒指導や情報管理の見直しを求めた。 【概要版】 http://www2.town.fuchu.hiroshima.jp/www/contents/1478243294900/files/gaiyouban.pdf
19	2016/5/12	自殺	東京都大田区の区立中学校の男子生徒(中1・13)が自宅マンションから飛び降り自殺。生徒はこの日、学校で、持ち込みが禁止されている菓子を隠し持っていたとして、複数の教員から注意を受けていた。	2017/1/ 遺族から文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく詳細調査の実施の要望があり、大田区教育委員会は、第三者で構成される委員会を設置して、詳細調査を実施。 21 回会議	氏名公開 新井立夫 学識経験者 飯田豊浩 弁護士 岩崎政孝 弁護士 岩田淳子 臨床心理士 杉浦寛奈 医師	2017/12/ 大田区立学校生徒事故調査委員会が調査報告書を提出。 2018/5/ 調査報告に関する補充説明書の提出。 2018/10/ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、平成30年10月に遺族の意見書とともに区長へ報告。 遺族の要望により、調査報告書は非公表。 https://www.city.ota.tokyo.jp/smph/kyouiku/kyouikuseisaku/ota-gakkou-jiko-choysa-iinkai.html
20	2017/2/6	自殺	愛知県一宮市の市立浅井中学校に通う男子生徒(中3・14)がJR大	市の教育委員会は第三者委員会を設置し、調査する方針。	委員長:福田 皓一	2017/8/24 調査委員会は、「学校の対応が不十分だった」とする報告書を公表。

			<p>阪駅前の商業施設から飛び降り自殺。 男子生徒の携帯ゲーム機には遺書のようなメモがあり、「担任に学力や存在価値など私の人生全てを壊された」などと記されていた。</p> <p>また、男子生徒の保護者は担任との関係について、学校にたびたび相談していた。</p> <p>2/10 学校は悩みに気付かなかつたと発表。</p> <p>2/12 PTA 臨時総会で、「担任によるいじめと認識」と発表。</p> <p>2/13 一転して撤回。</p>			<p>教員との関係悪化でストレスが蓄積したことなどが自殺につながったとする。</p> <p>報告書によると、男子生徒は体育祭でけがをした際、担任の対応に不満を持って関係が悪化した。さらに、2月の三者面談で進路指導の教員から「全部落ちたらどうする」と言われたことなどでストレスを増大させたという。</p> <p>第三者委は「(男子生徒は)物事を否定的に捉えやすく、白黒はつきりさせたがる性格だったこともあり、自ら命を絶つ方向に進んでいったと考えられる」と推定。支援が必要な生徒なのに、教員間で情報が共有されなかった点などを批判。</p> <p>一方、遺族が主張した「プリントの配布」や、当時の校長が発言した「教員によるいじめ」は、いずれも「認められなかった」。学校の対応が不適切だったかどうかとも言及しなかった。</p>
21	2017/3/14	自殺	<p>福井県池田町の町立池田中学校で男子生徒(中2・14)が、午前8時頃、登校後、校舎3階の窓から飛び降り自殺。遺書とみられるノートがあった。</p>	<p>2017/4/ 町教委は有識者らによる調査委員会を設置。死に至った背景などを調査してきた。</p> <p>16 回会議</p>	<p>調査委員会 松木健一・福井大大学院教授</p>	<p>2017/10/15 報告書提出</p> <p>男子生徒は昨年10月以降、宿題提出の遅れなどを理由に、担任の30代男性教諭と副担任の30代女性教諭から繰り返し叱責を受け、大声で怒鳴られることもあった。指導に対し、生徒が土下座しようとしたり過呼吸を訴えたりしたことが「追い詰めら</p>

			<p>生徒は2016年10月以降、宿題提出の遅れや生徒会活動の準備の遅れなどを理由に、担任や副担任から繰り返し叱責を受けていたという。自殺直前の2017年3月6日以降には、役員を務めていた生徒会を辞めるよう担任から叱責され、副担任の執拗な指導も続いた。</p>			<p>れた気持ちを示すものだ」とした。</p> <p>生徒はこうした指導などについての不満を家族に相談していた。家族から事情を訴えられた担任は、対応を約束したが、適切な対応を取らず、副担任と叱責を繰り返したという。</p> <p>調査委は「叱責を繰り返したことは指導の範囲を超えていた」「厳しい指導叱責が不適切であることには気づくことができた」と指摘。</p> <p>教諭2人は生徒への対応について管理職に詳しい報告をしていなかった。</p> <p>担任と副担任から厳しい指導や叱責を繰り返され、精神的なストレスが高まったことが大きな要因だと結論。</p>
22	2017/6/	自殺未遂	<p>青森県八戸市の八戸工業高等専門学校男子学生(高3)が高さ約30メートルの橋から飛び降り、一命を取り留めたが下半身不随となった。</p> <p>学生は恋愛関係のトラブルを学校に相談したが、その対応に不信感を持ち、遺書には教員</p>	2018/11/30 学校を運営する国立高専機構は、弁護士や精神科医などをつくる第三者委で調査すると発表。		

			<p>の実名とともに「真実を知りながら僕のことを裏切った」と書かれていた。</p> <p>2018/9/ 復学を目指していたが「授業を受けるのが困難」との理由で自主退学。</p>			
23	2018/7/3	自殺	<p>岩手県矢巾町の県立不來方(こずかた)高校のバレーボール部の男子生徒(高3)が、自宅で自殺。</p> <p>自室に残されたメモには「ミスをしたら一番怒られ、必要ない、使えないと言われた」「高校でこれなら大学で生きていけるはずがない」などと書かれていた。</p> <p>県教委は部員や教員に聞き取りなどをした結果、「通常の指導の範囲で教諭に落ち度はなかった」と主張。</p>	<p>遺族は、「指導が原因」と訴えていることから、県教委は第三者委員会を設置し、自殺と指導の因果関係について調査する方向で検討。</p>		
24	2018/8/21	自殺	宮城県仙台市青葉区	2018/10/31 父親は県教育委員		

		<p>の宮城県工業高校の男子生徒（高1・15）が、夏休み最終日に自宅で自殺。</p> <p>4月の入学直後から、担任の男性教諭に徹夜をしなければ終わらないほどの課題提出を求められ、「これはリポートではない、やり直せ」と突き返されるなどし、6月ごろには部活動へ参加することも禁じられた。男子生徒は母親に「先生が俺にだけ強く当たる」と話していた。また担任は男子生徒宅に弔問の際、夏休み前に別件で男子生徒を叱ったと話したという。</p> <p>県教委は「遺族が公表を望んでいない」と学校から報告を受けたとして、生徒の自殺を明らかにしていなかった。</p>	<p>会に対し、担任の厳しい指導が自殺の原因になった可能性があるとして、第三者委員会の設置を求めた。</p>		
--	--	--	--	--	--

			<p>父親は否定。</p> <p>学校は一部を除き、在校生に男子生徒の自殺を知らせていなかったため、県教委は「自死を前提とした調査は難しい」と判断。自殺前に校内で実施したいじめアンケートの結果を踏まえ、「今回はいじめが原因と特定できないケースで、学校に再調査を指示しなかった」という。</p>			
25	2018/9/3	自殺	<p>鹿児島県鹿児島市内の公立中学校の男子生徒(中3)が、始業式から帰宅した後、自宅で自殺。</p> <p>放課後、夏休みの宿題の一部を提出していなかったため、職員室で40代女性担任からおよそ10分間にわたって宿題を提出するよう、個別に指導を受けた。</p>	遺族は第三者を交えたさらに詳細な調査を希望。		

		<p>進路に関しやりとりした際、夏休み中に体験入学した高校の環境に不安を抱いたと明かし、涙を流したという。男子生徒は担任から宿題を持ってくるよう指示を受けて帰宅。</p> <p>母親は「宿題を忘れた複数の生徒のうち、息子だけが最後まで残され、指導は約 40 分に及んだと他の生徒らから聞いた」と話す。</p>			
--	--	--	--	--	--

※ 2 件の大学生を含む